

3. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域(地域制緑地等)

1) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

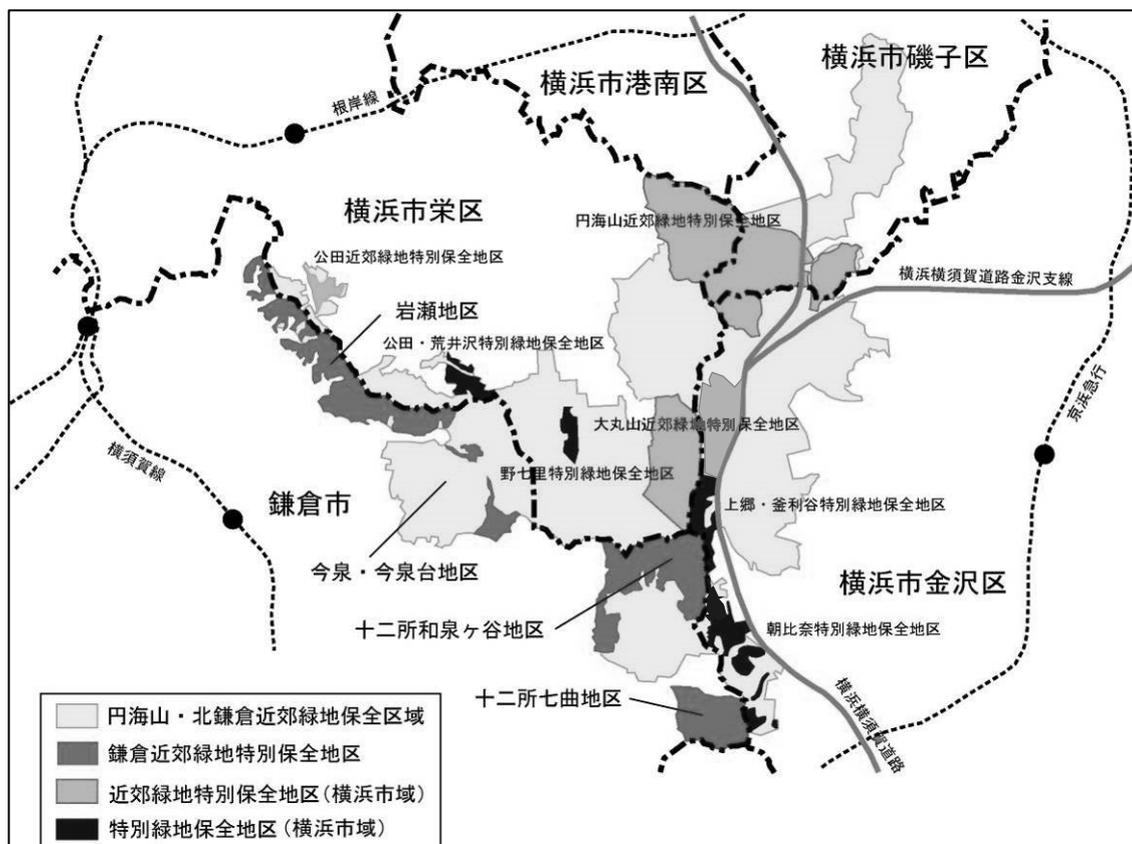
①地区の指定・施策方針

- 首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}が、横浜市を含む約 1,096ha にわたって指定され、その内約 294ha が鎌倉市内にあります。
- 鎌倉市では、近郊緑地保全計画に沿って、区域内の重要な緑地として約 131ha が、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定されています。

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定の方針と面積

近郊緑地保全区域 ^{※2}		面積 (ha)	近郊緑地特別保全地区	面積 (ha)
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域	鎌倉市域	岩瀬地区 53	鎌倉特別保全地区	131
		今泉地区・今泉台地区 121		
		十二所和泉ヶ谷地区 94		
		十二所七曲地区 26		
		鎌倉市域計 294		
	横浜市域	802	鎌倉市域 計	131
			円海山特別保全地区	116
			大丸山特別保全地区	72.6
			公田特別保全地区	5.4
			横浜市域 計	194
	合計	1,096	合計	325

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区位置図



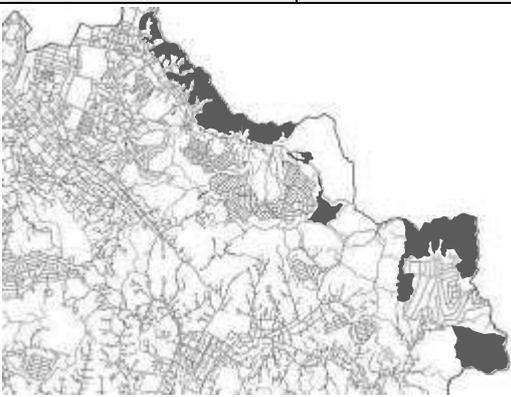
^{※1} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和 44 年(1969 年)3 月 28 日 首都圏整備委員会告示 第 1 号。最近の変更は平成 18 年(2006 年)12 月 28 日 国土交通省告示 第 1540 号。

^{※2} 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

②指定の経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市	横浜市	地区名	面積(約 ha)
昭和 44 年 3 月 28 日	962(当初指定)	243	719		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998(拡大)	243	755		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096(拡大)	294	802		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116(拡大)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131(鎌倉市域のみ)
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6(横浜市域のみ)

③近郊緑地特別保全地区内の緑地の保全に関する事項

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
鎌倉近郊緑地特別保全地区	131	岩瀬字北山 外	平成 23 年 10 月 18 日
【指定の理由】 ・鎌倉近郊緑地特別保全地区は、その良好な自然環境を有する緑地を保全するとともに、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資することを目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。 横浜市側に続く樹林地を保全する。 七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 七曲地区の眺望機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市※	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	鎌倉近郊緑地特別保全地区は、区域の一部が保安林(保健保安林、土砂流出防備保安林、風致保安林)と重複しています。		

※神奈川県も土地の買入れを希望することができます。

2) 特別緑地保全地区

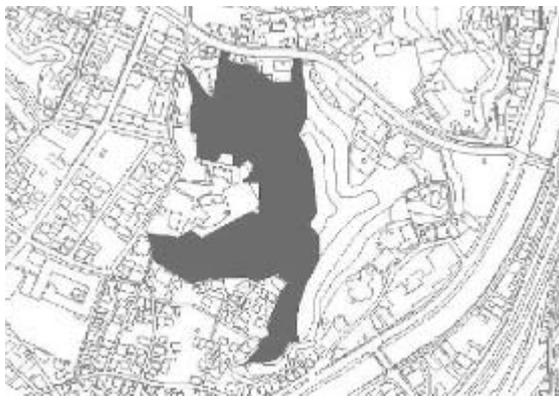
①地区の指定と緑地の保全に関する事項

○地区別の指定理由、保全の方針等は次のとおりです。

■図Ⅱ.4.3 特別緑地保全地区の指定状況等

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	3.7	城廻字打越	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】			
<p>・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し、北東側及び南西側は低層住宅地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

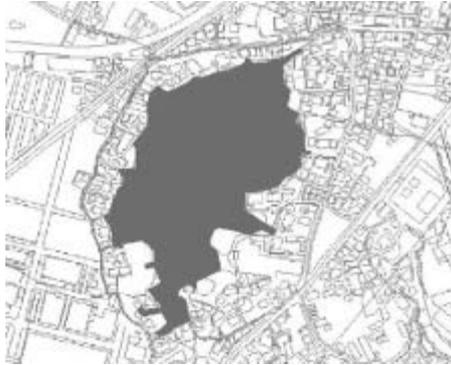
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	0.8	山崎字清水帰り	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】			
<p>・昌清院特別緑地保全地区は、鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層住宅地によって囲まれた、臨濟宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

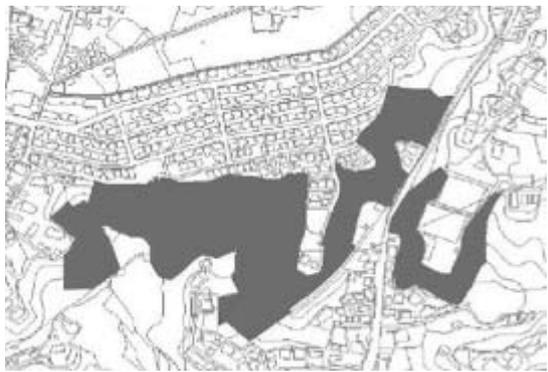
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	3.2	岡本二丁目	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観による当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	19	梶原四丁目、常盤字大丸	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日
【指定の理由】			
<p>・常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成 19 年 12 月 19 日
【指定の理由】			
<p>・寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能を有しています。</p> <p>・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</p> <p>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	5.0	山崎宮廻り	平成 20 年 9 月 16 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。 ・中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。 ・優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	
備考	天神山特別緑地保全地区は区域の一部が保安林(土砂崩壊防備保安林・風致保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笹田特別緑地保全地区	6.0	手広二丁目、笹田二丁目、鎌倉山四丁目	平成 21 年 9 月 14 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・手広・笹田特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有しています。 ・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	
備考	手広・笹田特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂流出防備保安林・保健保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
等覚寺特別緑地保全地区	1.8ha	梶原一丁目、寺分一丁目	平成 24 年 8 月 1 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・等覚寺特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景となる、一山形状を有する緑地としてその特色ある自然的景観の保全を図ることを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成する貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

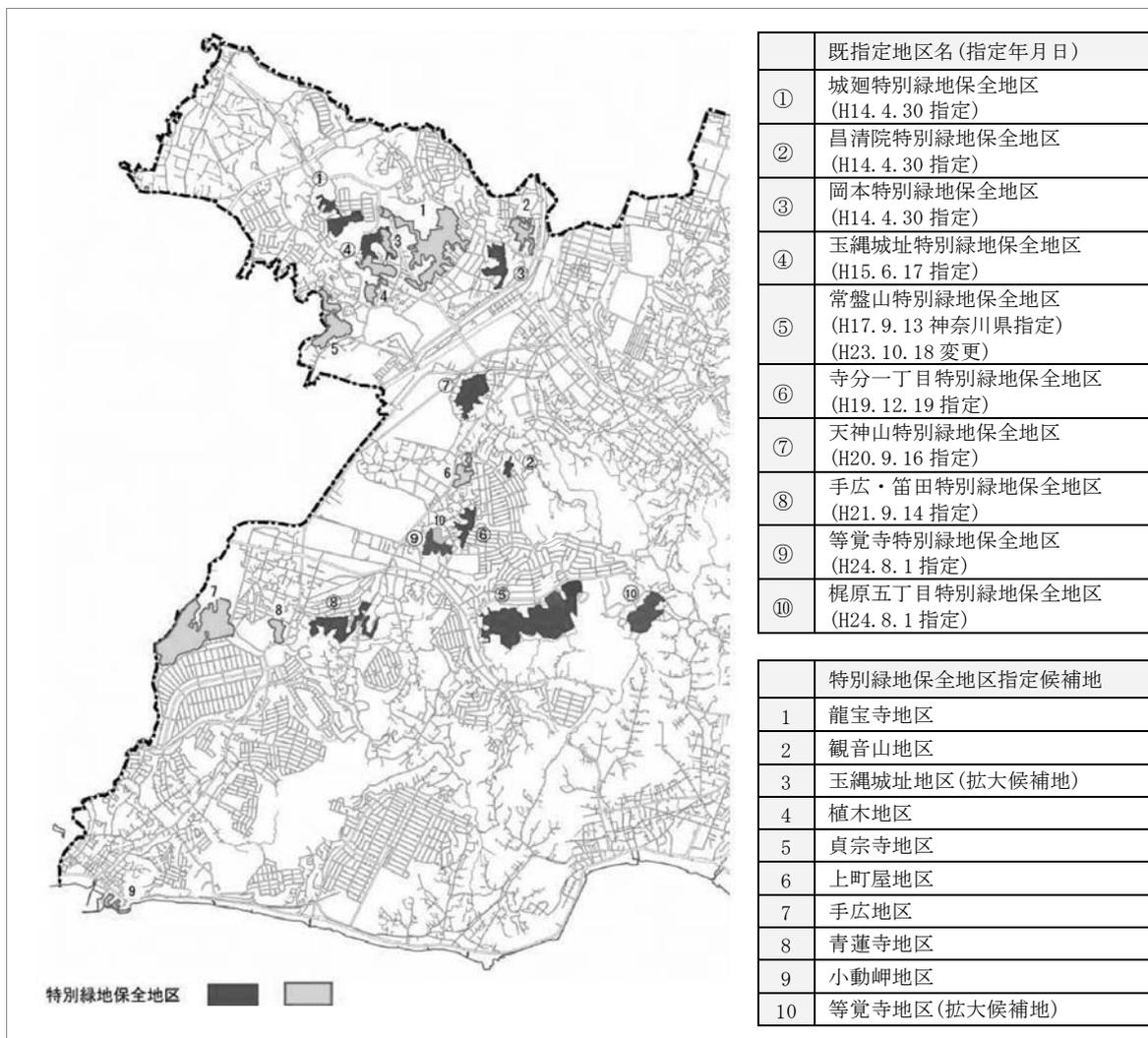
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
梶原五丁目特別緑地保全地区	4.6ha	梶原五丁目	平成 24 年 8 月 1 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区は防災機能の確保に加え、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保することを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成し多様な生物の生息環境を有する貴重な樹林地等の自然環境・景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

②指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

地区		面積 (ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小計		28	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	上町屋	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
8	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		15.3	
その他		2.2	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)、等覚寺地区の拡大候補地(0.9ha)
合計		45.5	

■ 特別緑地保全地区(既指定地・候補地)の概ねの位置



深沢地域の新しいまちづくり区域を取り囲む緑地群(特別緑地保全地区及び同候補地)

②指定候補地の緑地保全の要請

○特別緑地保全地区制度の周知を図るとともに、候補地内での土地利用等に対して保全の要請をしています。

●特別緑地保全地区制度（都市緑地法第 12 条・首都圏近郊緑地保全法第 5 条）

鎌倉市

特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）^{※1}は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

○制度の概要

■指定要件

（都市緑地法第 12 条）

都市計画区域内（鎌倉市の場合は全市域です。）の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 1 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - イ 風致又は景観が優れているもの
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（首都圏近郊緑地保全法第 5 条）

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、近郊緑地保全計画^{※2}に定める基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

- 1 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。
- 2 特に良好な自然環境を有すること。

■指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として都市計画決定を行います。決定主体は次のとおりです。

- ・近郊緑地特別保全地区・2 市をまたぐ 10ha 以上の特別緑地保全地区は、神奈川県が指定（都市計画決定）します。
- ・それ以外の地区は、鎌倉市が指定（都市計画決定）します。

■地区内での行為の制限（都市緑地法第 14 条第 1 項）

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 水面の埋立て又は干拓
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

■特別緑地保全地区指定による土地所有者への主な優遇制度

○国の制度による主な優遇措置

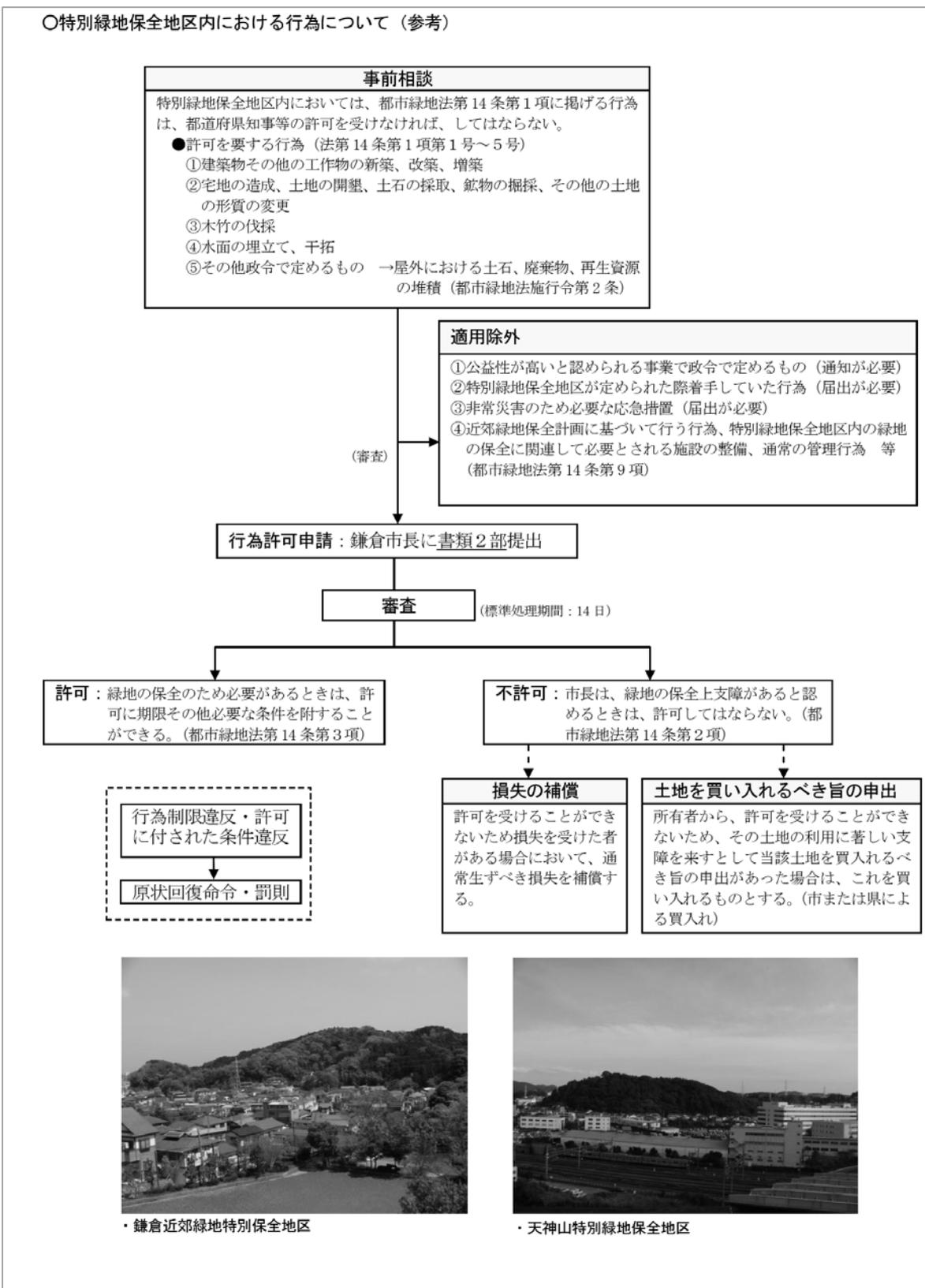
- ・相続税が、山林及び原野については、8割評価減となります。（財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2）
- ・固定資産税が最大 1/2 まで減免されます。
- ・行為の不許可処分を受けた場合、土地所有者は、市に土地の買入れを申出ることができます。譲渡所得に 2,000 万円の控除が適用されます。

○鎌倉市の制度による主な優遇措置

- ・鎌倉市市税条例に基づき、固定資産税、都市計画税が課税されません。（国の制度では、最大 1/2 までの固定

^{※1} 近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されるものですが、行為の規制等が特別緑地保全地区とほぼ同一のため、都市計画としては同一の地域地区として一本化されています。

^{※2} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画（平成 19 年 2 月 14 日 国土交通省告示第 130 号）



○特別緑地保全地区候補地での緑地保全のお願い

鎌倉市緑の基本計画^{※1}では、重点的に取り組むべき施策展開の一つに、「緑地の確保」を掲げています。

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、指定により良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度で、この地区の指定は「緑地の確保」の上で重要な施策であり、本市では、これまで 10 地区、約 48.8 ヘクタールを指定しています。（1 地区、約 19 ヘクタールは、神奈川県により指定された地区です。）

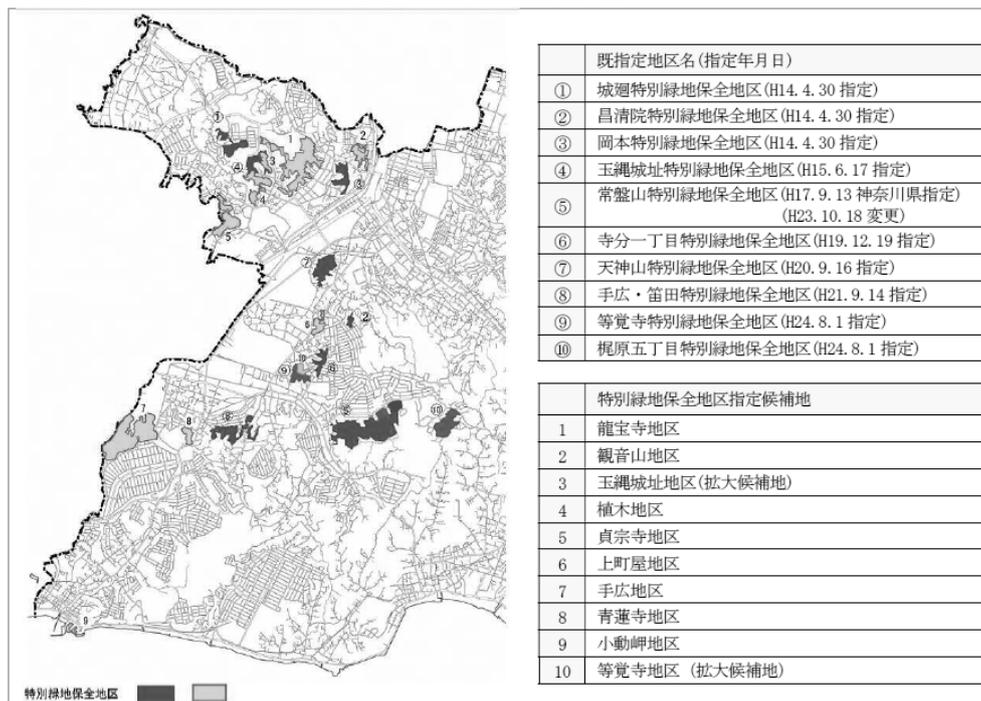
特別緑地保全地区に指定されると、建築行為など一定の行為が制限されることとなりますが、優遇税制による土地所有コストの軽減など、土地所有者に対するメリットもある制度です。

鎌倉市は緑の基本計画で、特別緑地保全地区候補地を明らかにして、指定に向けた取り組みを順次進めていますので、保全に対する協力をお願いいたします。

指定候補地の土地では、特別緑地保全地区としての規制はありませんが、土地利用等をご計画の際には、あらかじめご相談いただけますようお願いいたします。

なお、本市では独自の緑地保全に関する制度である「保存樹木・樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業^{※2}」により、緑地の保全を図るとともに、優遇税制^{※3}により土地所有者の保全に対する支援等を行っておりますので、ご協力をいただけるようお願いいたします。

■特別緑地保全地区（既指定地・候補地）の概ねの位置（参考）



【鎌倉市緑の基本計画 「グリーン・マネジメントの実践」(P151) 掲載の図を編集したものです。】

^{※1} 都市緑地法、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき策定している「緑の基本計画」です。

^{※2} 樹林管理事業は、特別緑地保全地区に指定された後に適用される制度です。

^{※3} 優遇税制は、特別緑地保全地区に指定された後に適用されます。（鎌倉市市税条例第 56 条の 2 の規定による）

裏面

■保存樹林制度（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく指定です。）

- ・ 指定対象：土地の面積が 500 平方メートル以上で、樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れているもの等です。
- ・ 指定期間：3 年間です。
- ・ 奨励金の額：100 平方メートルにつき、年額 530 円（平成 27 年度額）を交付します。
- ・ 平成 26 年度実績：201 件、約 266.6 ヘクタールを指定しています。

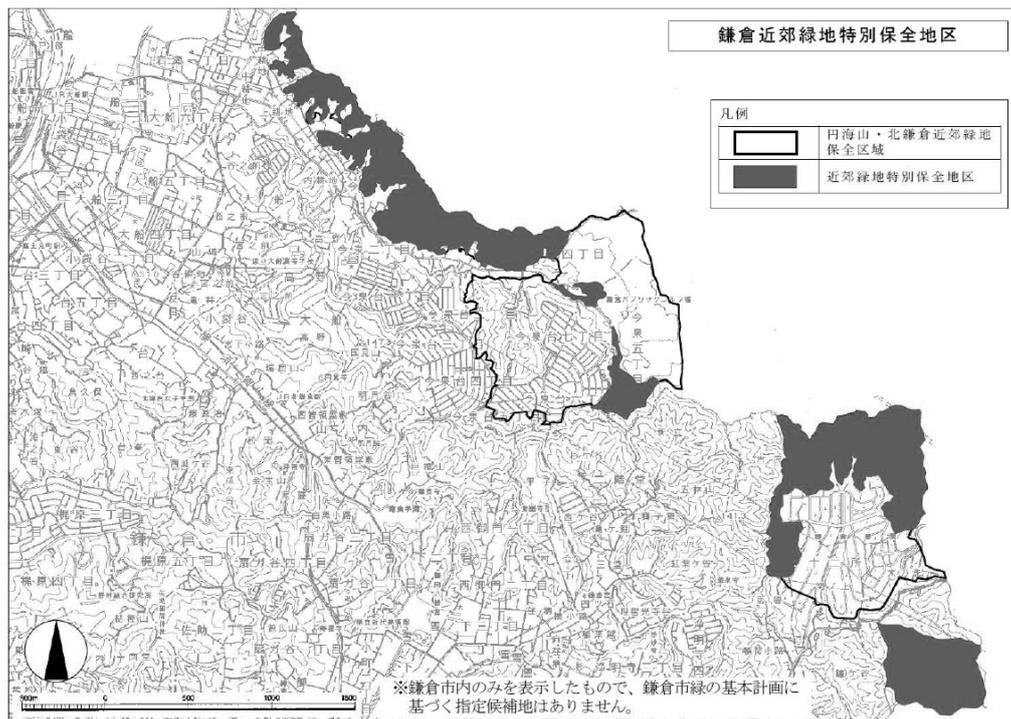
■緑地保全契約制度（鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく契約です。）

- ・ 対象緑地：市街化区域の概ね 1,000 平方メートル以上の緑地です。
- ・ 契約期間：原則 10 年間です。
- ・ 奨励金：当該年度の固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税相当額と 1 平方メートル当たり年額 13 円（平成 27 年度額）の合計額を、予算の範囲内で交付します。
- ・ 平成 26 年度実績：127 件、約 56.2 ヘクタールの緑地の所有者等と契約を締結しています。

■鎌倉市樹林管理事業（鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づく事業です。）

- ・ 「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「緑地保全推進地区」を対象に、樹林地を良好に管理するために、市が予算の範囲内で、除伐、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
- ・ 市内の対象地域を 6 地区に分け、年に 1 地区を対象に事業を実施しています。

■近郊緑地特別保全地区（既指定地）の概ねの位置（参考）



- 【お問い合わせ】 候補地や指定について：まちづくり景観部みどり課みどり担当
電話 0467-61-3486（ダイヤルイン）
- 地区内での行為について：都市調整部都市調整課風致担当
電話 0467-61-3465（ダイヤルイン）

③確保緑地の適正整備事業

○特別緑地保全地区またはその候補地内の市有緑地を対象として、確保緑地の適正整備事業を実施しています。

■ 平成 28 年度 確保緑地の適正整備事業に関する概要報告

平成 29 年 7 月 12 日

鎌倉市まちづくり景観部みどり課

本市は緑の基本計画で、リーディング・プロジェクトに「緑の質の充実」を位置付け、全ての緑を対象に適正な整備・維持管理を継続的に行うことにより質を充実させ、広域的視点にも立って、市民等とも連携して未来に誇れる価値ある緑の創造を図る方針を示しています。この施策展開の一つとして、平成 21 年度から継続的に緑地の適正な整備を実施しています。

●事業・整備の概要

- 特別緑地保全地区※1に指定する等した緑地のうち市有緑地を対象に実施しています。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、本数調整伐、除伐、つる切り等の樹林整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前から周辺住民からの要望への対応等の維持管理を行っていますが、この事業は一体的な緑の質の充実を目指して実施しているものです。
- 実施後は、観察および視認によるモニタリングを行い、後の事業実施の参考にしていきます。

●期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民の自然とのふれあい活動や、市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業が可能な緑地環境の形成。

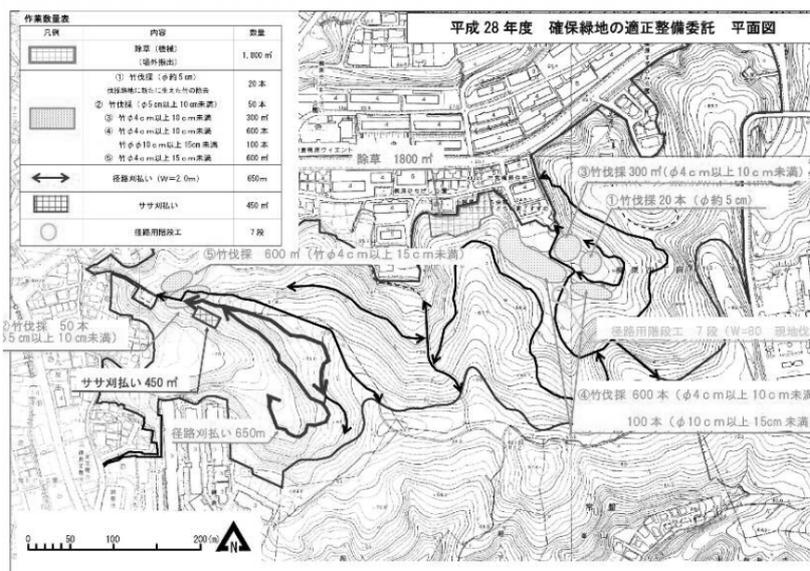
●業務内容

- 業務名 : 平成 28 年度 確保緑地の適正整備委託 (その 1~5)
- 業務箇所及び面積 : 常盤山特別緑地保全地区 (市有緑地約 19ha の内の約 0.7ha)
- 業務履行期間 : (その 1 : 着手) 平成 28 年 9 月 8 日 ~ (その 5 : 完了) 平成 29 年 3 月 13 日



図 位置図

○業務内容 : 管理用径路刈払、竹伐採、下草刈り等



※1 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では 10 地区 (約 48.8 ha) を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha 以上の緑地 (指定候補地内の土地を含みます) が鎌倉市有地となっています。

○整備実施概要等（実施後の写真）

竹伐採	径路刈払い	階段施設の更新
 <p>竹の伐採やササの下草刈りの作業を実施したことにより、林床まで日差しが届くようになり、草本類や稚樹が生長する環境が整備されました。平成 27 年度に竹の伐採を実施した隣接地とあわせて、経過観察を継続中です。</p> 	 <p>管理用径路の刈払いを行い、良好な作業環境を確保する事が出来ました。モニタリングによる経過観察では、日照条件等の変化から管理用径路周辺の林床の植生にも変化がみられ、多様な生育環境が整備されています。</p> 	 <p>管理用径路に設置した階段を一部更新し、樹林地内のモニタリングや作業に必要な環境を整備しました。現地で発生した材を活用した整備案を今後も検討しながら、更新が必要な施設の検討を行ないます。</p> 
ササ刈払い	除草	その他
 <p>他の植生への誘導方法を検討する場として平成 27 年度にササの刈払いを行ない、経過観察を実施している箇所において、新たなササの生育が確認されたため、作業を実施しました。稚樹の生長や小動物の利用状況をモニタリングしながら、経過観察を行う予定です。</p> 	 <p>斜面地に樹林を育成するため、平成 24 年度に植栽したコナラ等の苗木周辺に、苗木を覆う高さの笹やツルが密生していたため、除草の作業を実施しました。年 1 回、継続した除草作業を実施し、植栽した苗木の一部は、3m程の高さに生長しています。</p> 	 <p>除草作業を継続している箇所の周辺では、クリノキの根元周辺にタヌキのため糞が見られるなど、獣類の利用も確認されています。緑化推進専門委員とのモニタリングによる経過観察を実施し、獣類や小動物等と与える整備の影響もみながら、作業内容の検討に努めます。</p> 

●整備で得られた効果

- 平成 25 年度に雪の被害を受けた竹林の伐採を平成 27 年度に続き実施し、荒廃した竹林の更新と他の植生への誘導方法を検討する場を拡大しました。平成 27 年度に実施した箇所では、竹の他に埋土種子から発芽したと思われる草本植物や、広葉樹の稚樹の生育が確認されています。
- 西側の谷戸をまわる径路刈払いを実施し、樹林地内のモニタリングや作業環境が整備されました。
- 常盤山の西側谷戸に竹が生育範囲を拡大している箇所において、竹伐採の作業を実施しました。当該地周辺は緑のレンジャージュニアによる作業も実施されており、西側樹林地への竹の生育拡大が抑制されました。
- 平成 21 年度に管理用径路に設置した階段の一部更新を行なったことにより、樹林地内のモニタリングや作業環境が整備されました。
- 径路沿いや下草刈りを行った箇所では、ヒミズ（モグラ科）の形跡やタヌキなどのけもの道や溜糞、鳥類の採餌の跡などが確認されました。

●今後の展開

- 本事業は、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画後期実施計画（平成 29 年度～31 年度）の緑地保全事業に含むもので、今後も継続して取り組む方針としています。
- 8 年間に亘り実施してきた成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローするとともに、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。
- 事業の当初に設置した階段等の施設は必要に応じて更新を検討し、現地で発生した材を活用した更新作業を検討していきます。
- 地域に愛される緑として適切な保全管理を行うためには、市と市民等の連携と適切な役割分担が重要です。



3) その他

○鎌倉都市計画景観地区、鎌倉都市計画高度地区の都市計画の決定を、次のとおり平成 20 年 3 月 1 日に告示しました。

①景観地区

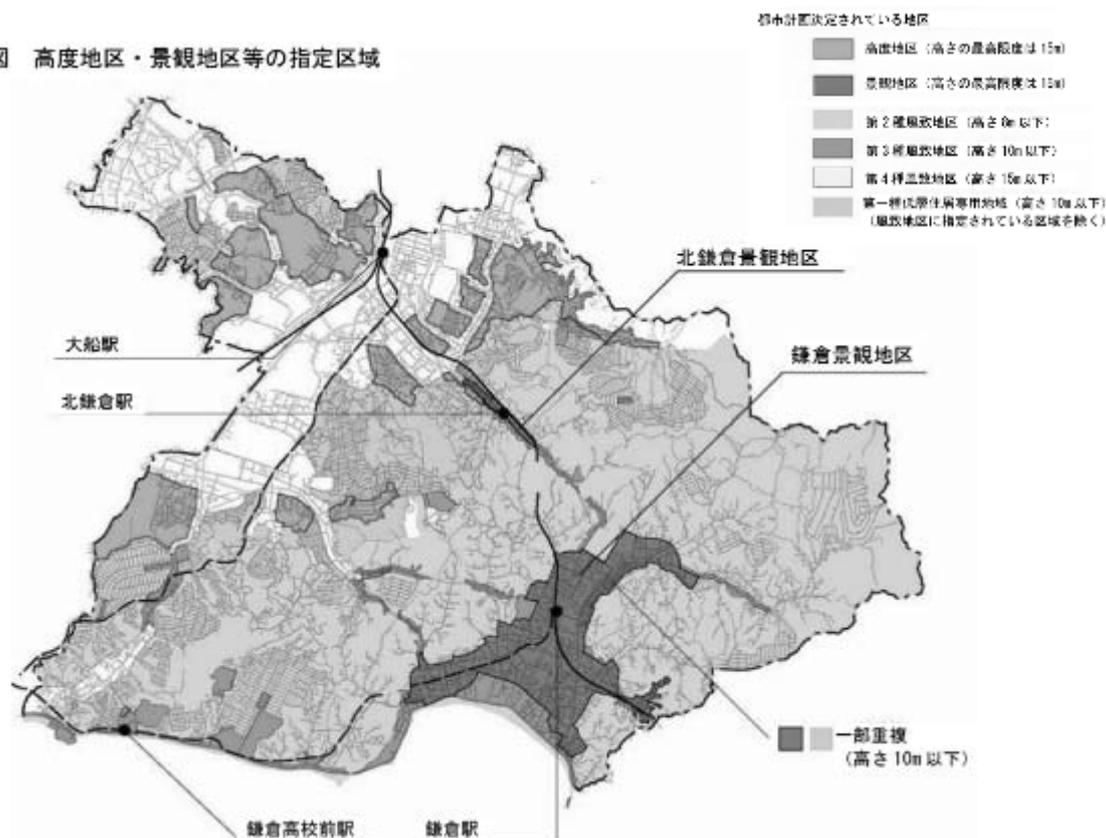
名称	鎌倉景観地区(平成 20 年 3 月 1 日/鎌倉市告示第 343 号)
位置	鎌倉市雪ノ下一丁目 他
面積	約 224.8ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は 15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では 10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激性など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

名称	北鎌倉景観地区(平成 20 年 3 月 1 日/鎌倉市告示第 344 号)
位置	鎌倉市山ノ内地内
面積	約 7.2ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は 15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では 10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激性など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

②高度地区

名称	高度地区(平成 20 年 3 月 1 日/鎌倉市告示第 342 号)
位置	第一種中高層住居専用地域(景観地区、風致地区を除く)
面積	約 340ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は 15m

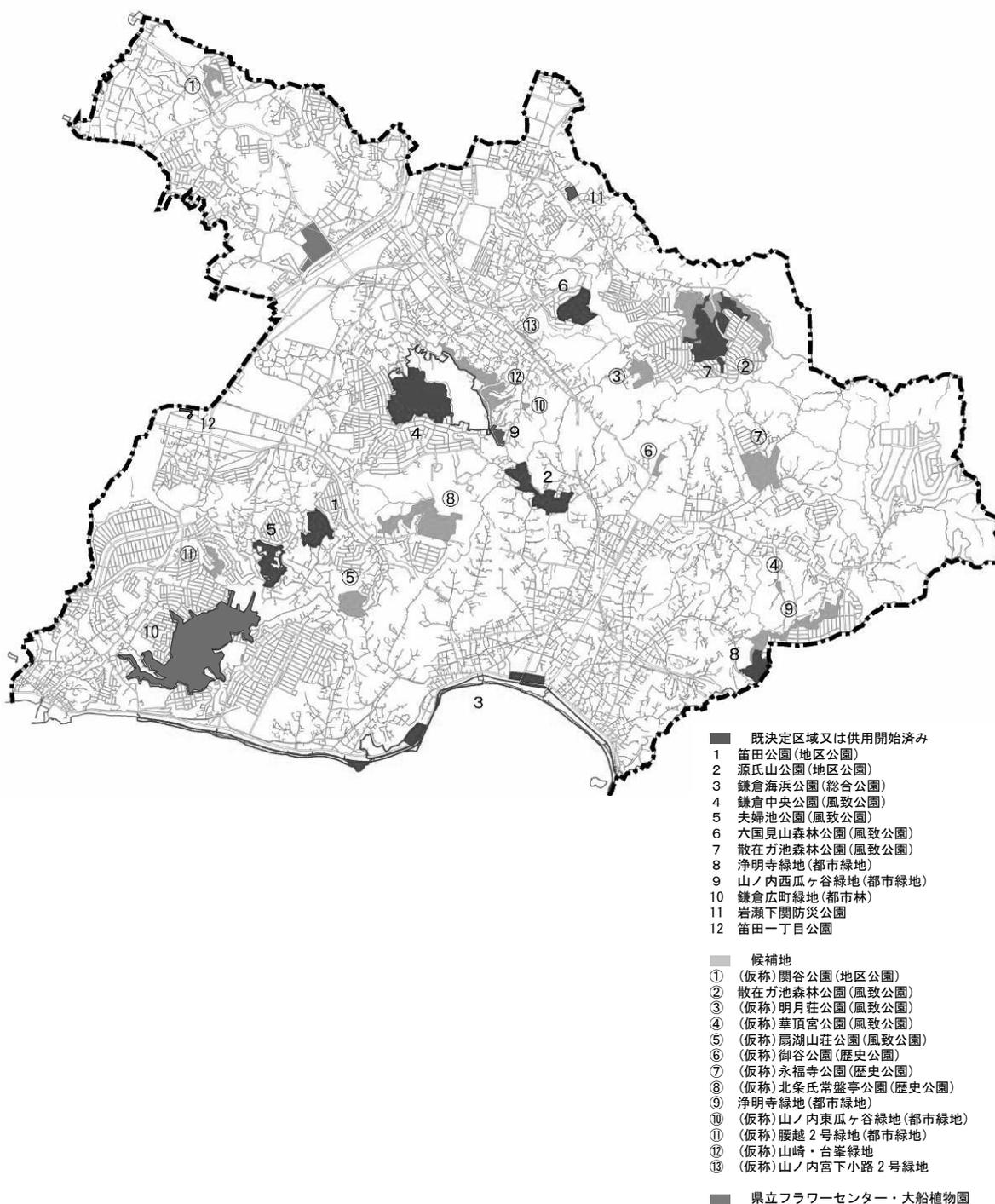
図 高度地区・景観地区等の指定区域



(2) 主な都市計画公園・都市公園

1) 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

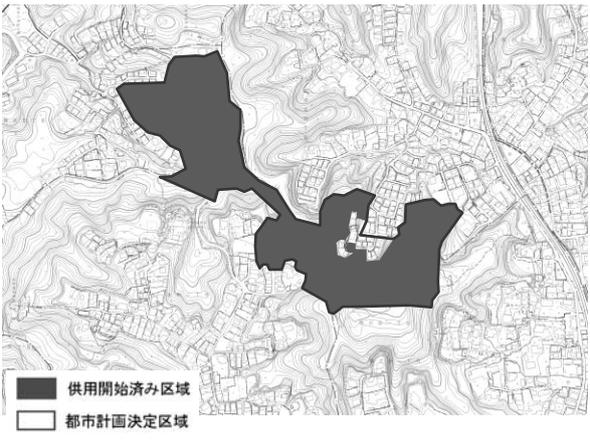
○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。



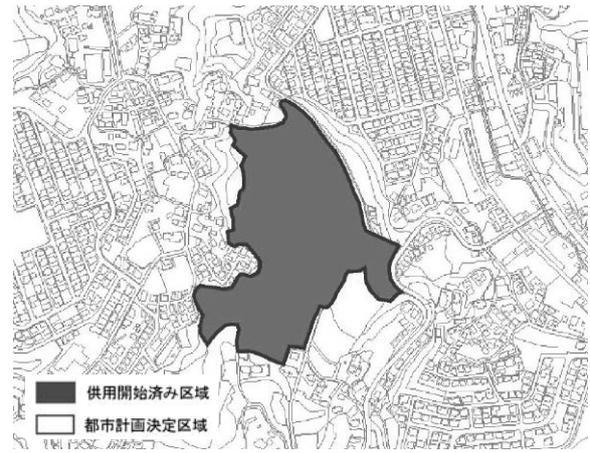
①主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域

○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
源氏山公園	S31. 9. 24(当初決定)	9. 54	S41. 10. 20	9. 5	扇ガ谷一丁目地内 外
	S50. 9. 9(名称変更)	9. 5		※0. 3ha は都市計画公園区域外	
【都市計画決定の理由】			 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。</p>					

※源氏山公園は、特殊公園(風致公園)として都市計画決定。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
笛田公園	S41. 3. 2(当初決定)	5. 2	S52. 6. 1	0. 34	笛田三丁目地内 外
	S50. 9. 9(区域拡大)	5. 5	S54. 11. 1	1. 52	
	(名称変更)		S55. 5. 20	1. 87	
	S54. 2. 27(区域拡大)	5. 9	H18. 4. 1	5. 9	
【都市計画決定の理由】			 <p>■ 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。</p>					

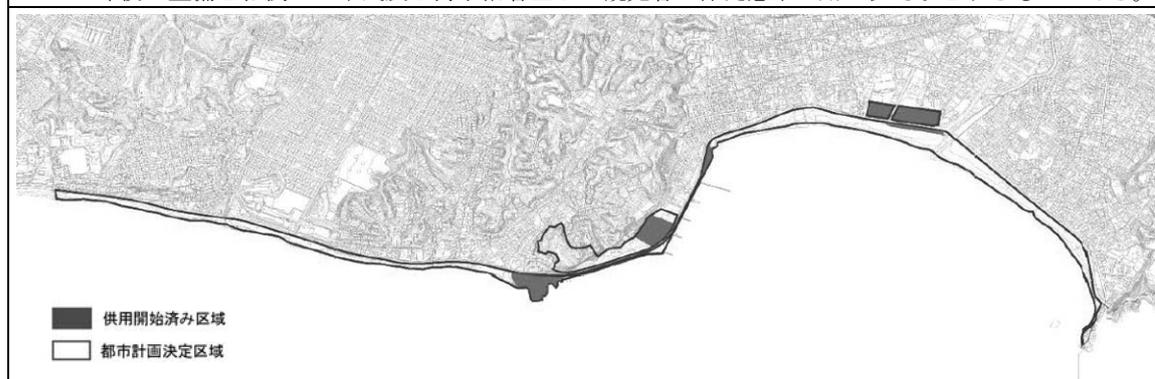
※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9. 24(当初決定)	52. 5	S41. 10. 20	4. 15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41. 3. 2(区域変更)	31. 6	S57. 6. 1	4. 46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6. 63	
			H14. 4. 26	7. 0	

【都市計画決定の理由】

- ・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 31. 6ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。

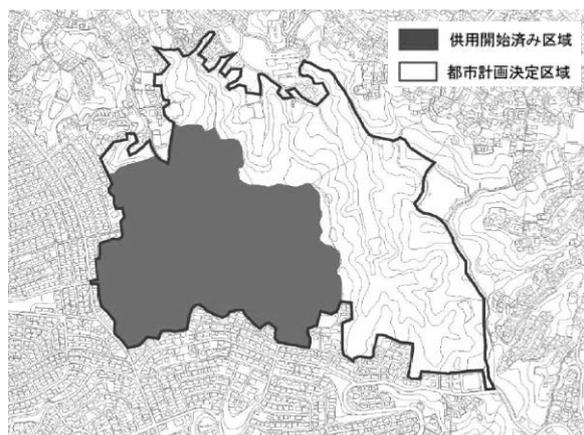


■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3. 31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)				
	S55. 2. 15(区域変更)				
	H19. 11. 16(区域変更)	51.2			

【都市計画決定の理由】

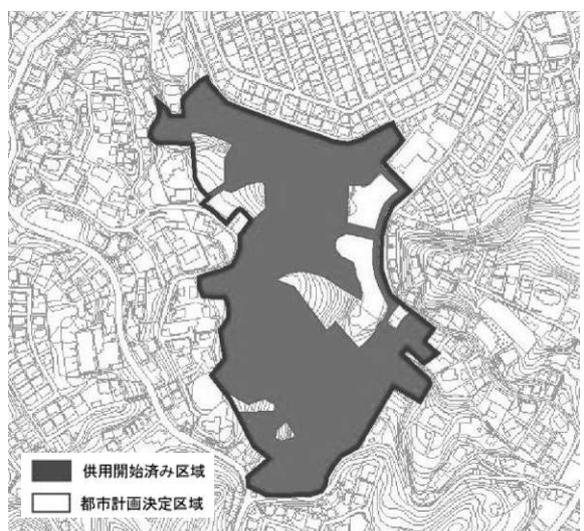
- ・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。



名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2	7.7	H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外

【都市計画決定の理由】

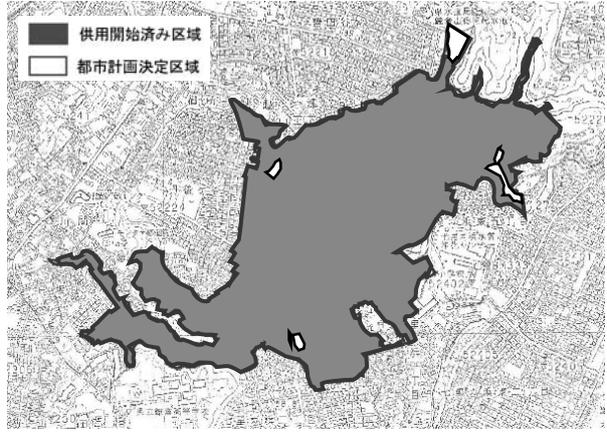
- ・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹木の保全を図るため、設置するものです。



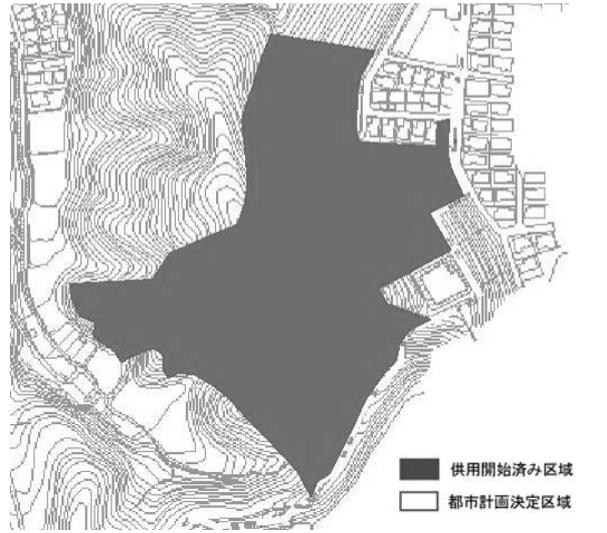
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
【都市計画決定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にしたい都市公園の設置を目的として設置するものです。 <p>※六国見山森林公園の展望台は、六国見山の山頂とは位置が異なります。</p>			<p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

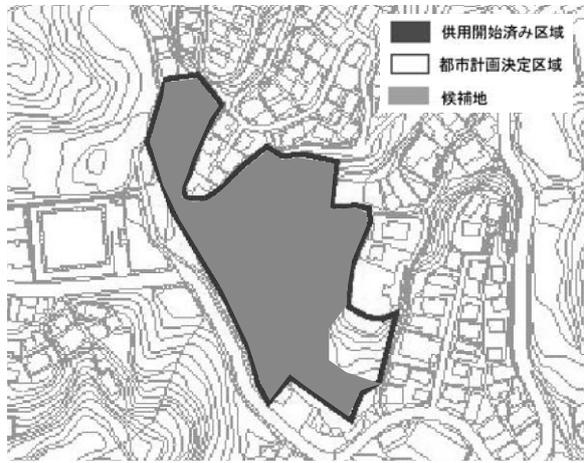
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1	12.8	今泉台七丁目地内 外
			S61. 4. 1	12.9	
【整備の方針等】 <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図っています。 			<p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

■都市林

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉広町緑地	H 17. 6. 28	48. 1	H27. 4. 1	48. 0	腰越地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。</p>					

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1	4. 24	浄明寺六丁目地内 外
<p>【整備の方針】</p> <p>・住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21. 12. 16	1.4	H26. 6. 1	1.3	山ノ内西瓜ヶ谷地内
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を目的としています。</p>					

(3) 緑の基本計画で設定する区域

1) 保全配慮地区

○保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。

保全配慮地区内で建築等をご計画の皆様へ

鎌 倉 市

緑地の保全に対する配慮のお願い

平成23年9月に改訂した鎌倉市緑の基本計画では、都市緑地法に基づく「保全配慮地区」を設定しています。

保全配慮地区は、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行う地区ではありませんが、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、緑地の保全に配慮したきめ細かい施策を展開すべき地区です。

保全配慮地区に設定されている地区内で、開発事業や建築等をご計画される際には、次の事項について格段のご配慮をお願いいたします。

【配慮をお願いする事項】

1 建築敷地以外に一定規模以上の良好な緑地を所有されているときは、保全にご協力ください。

なお、保存樹林の指定（面積が 500 m²以上）や緑地保全契約の締結（面積が概ね 1,000 m²以上）などの保全制度があり、指定等に伴い、保全の支援等のために奨励金を交付いたします。該当する緑地があれば、ご相談ください。

2 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で、残してください。

なお、高さが 15m以上であるなど一定の基準に適合する樹木であれば、保存樹木に指定し、保全の支援のため奨励金を交付いたします。該当する樹木があれば、ご相談ください。

3 建築等に伴い、敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、周辺の緑地を構成するものや鎌倉在来のものを中心に使用してください。

4 敷地が道路に接する部分を緑化する場合に、一定の要件に合えば、その経費の一部を補助する制度（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業[※]）もありますので、活用してください。

（事務担当：まちづくり景観部みどり課 電話 0467（23）3000）

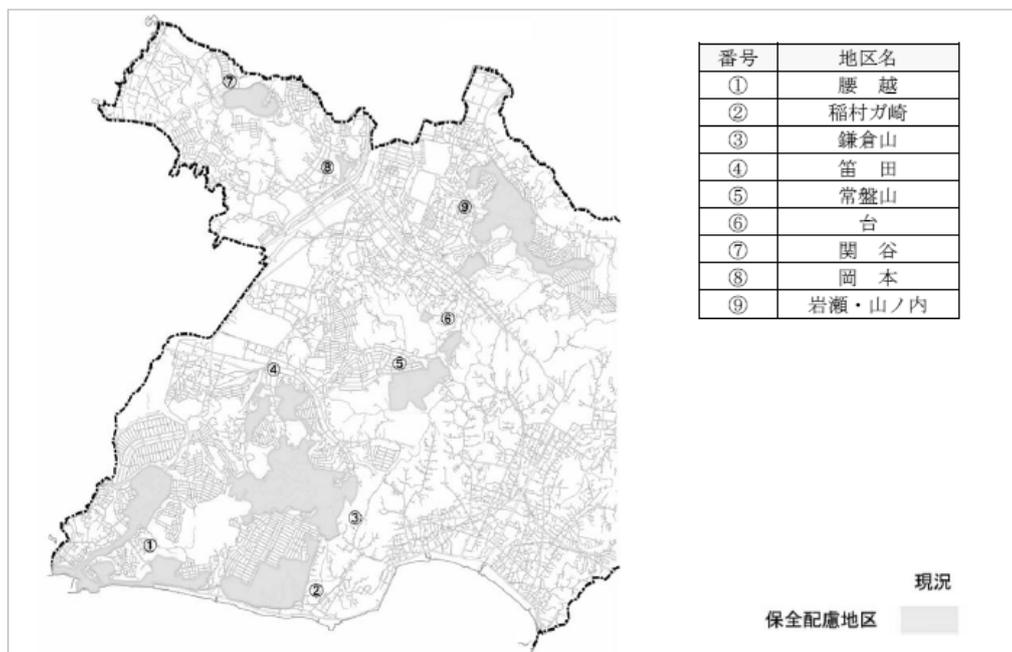
この文書または保全配慮地区等についてご不明の内容等があれば、お問い合わせください。

[※] 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の規定による接道緑化は対象外です。

(参考)

●保全配慮地区の概ねの位置

(鎌倉市緑の基本計画 163 頁の図を反映させたものです。)



●鎌倉在来の樹木等について

- 保全配慮地区内では、周辺の緑地と地区内の緑との良好な緑のネットワークが形成できるように、建築敷地内での緑化及び使用する樹木等についてご配慮をお願いします。
- 樹木等は、できるだけ鎌倉在来のものを中心にした種類を使用してください。
- 高木として分類している樹種については、将来の良好な景観形成に寄与すると考えられるため、特にご配慮をお願いします。
- なお、「腰越地区」「稲村ガ崎地区」の特に海岸近くの潮風の強く当たる土地では、樹種の特性としての「耐潮性」に気をつけてください。一般的に耐潮性が強いとされているものには○を、弱いとされているものには×を付けていますので参考にしてください。

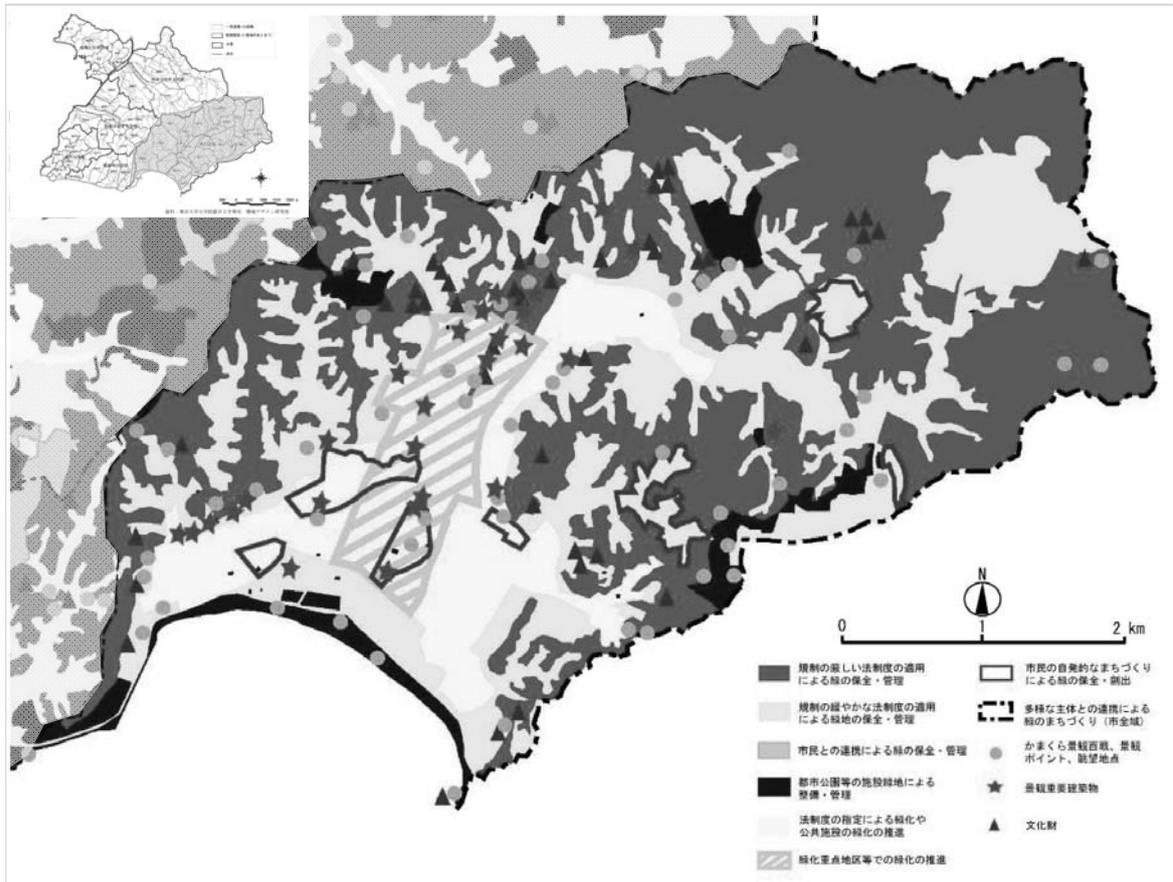
(参考：保全配慮地区で使用していただきたい樹種等)

分類	樹種等	
高木	針葉樹	イヌマキ○、カヤ○、クロマツ○
	常緑 広葉樹	アラカシ○、クロガネモチ○、シラカシ○、スダジイ○、タブノキ○、モチノキ○、モッコク○、ヤマモモ○
	落葉 広葉樹	イヌシデ×、イロハモミジ×、エゴノキ○、エノキ○、オオシマザクラ○、クヌギ、ケヤキ×、コナラ×、ヤマザクラ×
中木	常緑	アオキ○、イヌツゲ○、ウバメガシ○、カクレミノ○、カナメモチ○、キンモクセイ、ゲッケイジュ○、サザンカ○、サンゴジュ○、トベラ○、ネズミモチ○、ヒイラギ○、ヒイラギモクセイ○、ヤブツバキ○
	落葉	ウメ○、カイドウ、シモクレン、ムクゲ
低木	常緑	アセビ、カンツバキ○、シャリンバイ○、ジンチョウゲ、ツツジ・サツキ類、ナンテン、ハクチョウゲ×、ハマヒサカキ○、ヒイラギナンテン、ヒサカキ○、マサキ○、マルバシャリンバイ○、ヤツデ○
	落葉	アジサイ×、ウツギ、ガクアジサイ○、タニウツギ、ドウダンツツジ×、ハギ、ボケ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ
地被類	シャガ、ヤブラン○、ジャノヒゲ○、ユキノシタ、ツワブキ○	

4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績

(1) 滑川流域

■緑の保全等の方針図



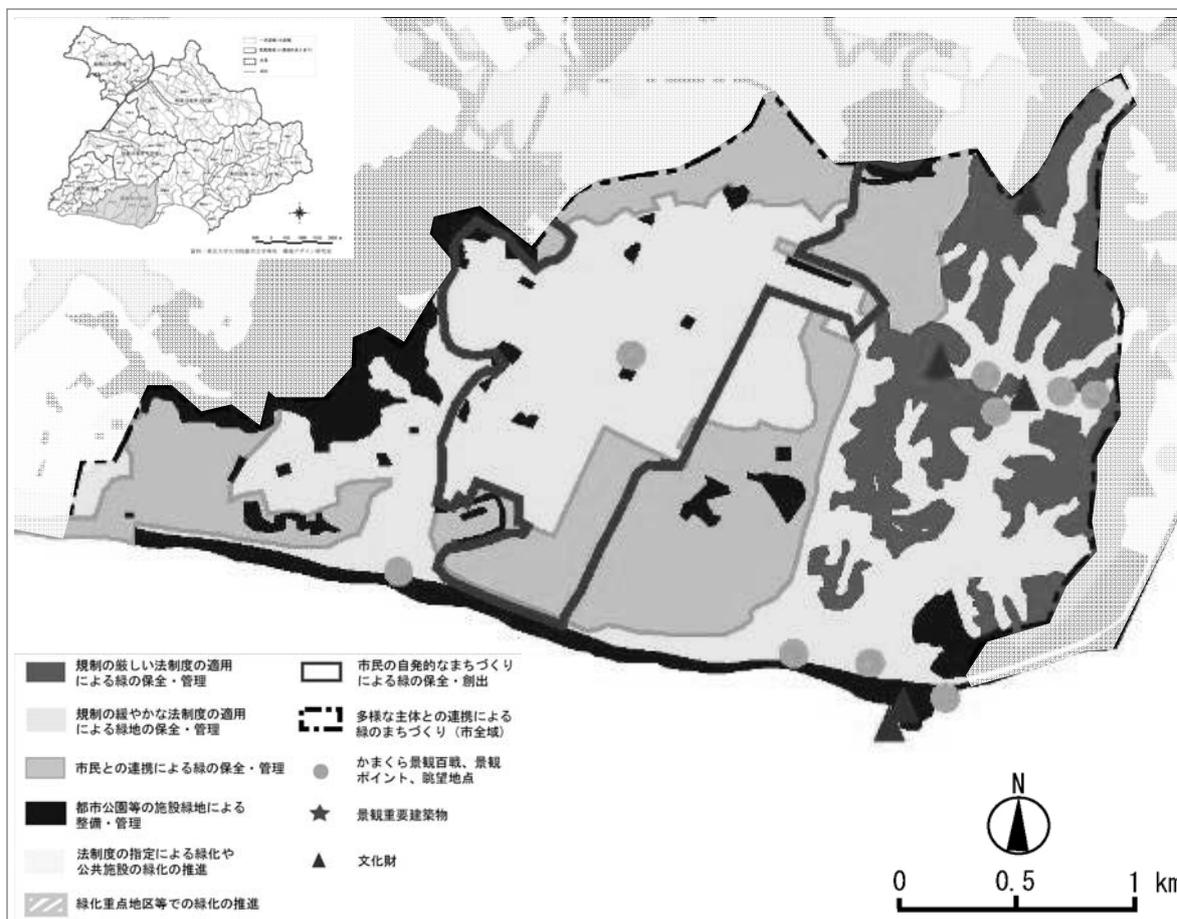
■主な取り組みの内容

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 195.4ha です。(平成 28 年度 33,170.66 m² 買入れ：数値は市内全域) 鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出されている土地の一部 38,845.84 m² を買入れしました(面積は市内全域)。 国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画が変更されました。 古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を行いました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> 史跡永福寺跡の整備を進め、苑池等の復元を行いました。 史跡鶴岡八幡宮境内の一部(1429.44 m²)を買入れしました。 史跡永福寺跡の公開範囲を拡大し、工事予定箇所の一部を除き敷地内を供用開始しました。 国指定史跡永福寺跡条例を施行し、史跡を公開しています。 旧華頂宮邸の庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、9,616 人が来園しました。

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・旧華頂宮邸の建物内部は、4月・10月の2回(各2日間)公開し、2,956人が来園しました。 ・旧華頂宮邸において、実験活用「一日だけの邸宅写真館」、「マンドリンコンサート」を行いました。 ・12公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。 ・鎌倉歴史文化交流館、市役所駐車場脇、鎌倉駅西口暫定自転車駐輪場にてサツキツツジ他を植栽しました。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・浄明寺緑地環境美化グループにより、浄明寺緑地の緑地環境美化活動が行われました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地元市民団体「宅間ボランティアの会」から市への支援 20 周年を記念し、桐ヶ谷桜 1 本が贈呈され、植樹しました。 ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。 ・かまくら桜の会が本覚寺参道へ桐ヶ谷桜を 10 本植樹しました(かながわトラストみどり財団「平成 28 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。 ・鎌倉風致保存会が、緑地保存事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、笹目緑地、史跡及び寺社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を 32 回実施しました(参加者数 645 名)。 ・鎌倉風致保存会が、緑地保存のため平成 18 年 1 月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成 20 年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。 ・鎌倉風致保存会が、建造物等保存事業として、昭和 58 年に保存会が保存建造物に指定し、平成 21 年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成しました。また、春・秋各 1 日間茶亭を一般公開(入場者数 992 人)して保存会活動の普及・啓発を行いました。 ・御谷緑地において鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会と共催で「かまくら里山フェスタ」を開催しました。(参加者数 276 名)。 ・鎌倉風致保存会が、美し国づくり景観大賞・特別賞(NPO 法人美し国づくり協会主催)及び平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、4 件、植栽延長 40.3m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として 90 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(団体数は市内の総数) 	

(2) 極楽寺川流域

■ 緑の保全等の方針



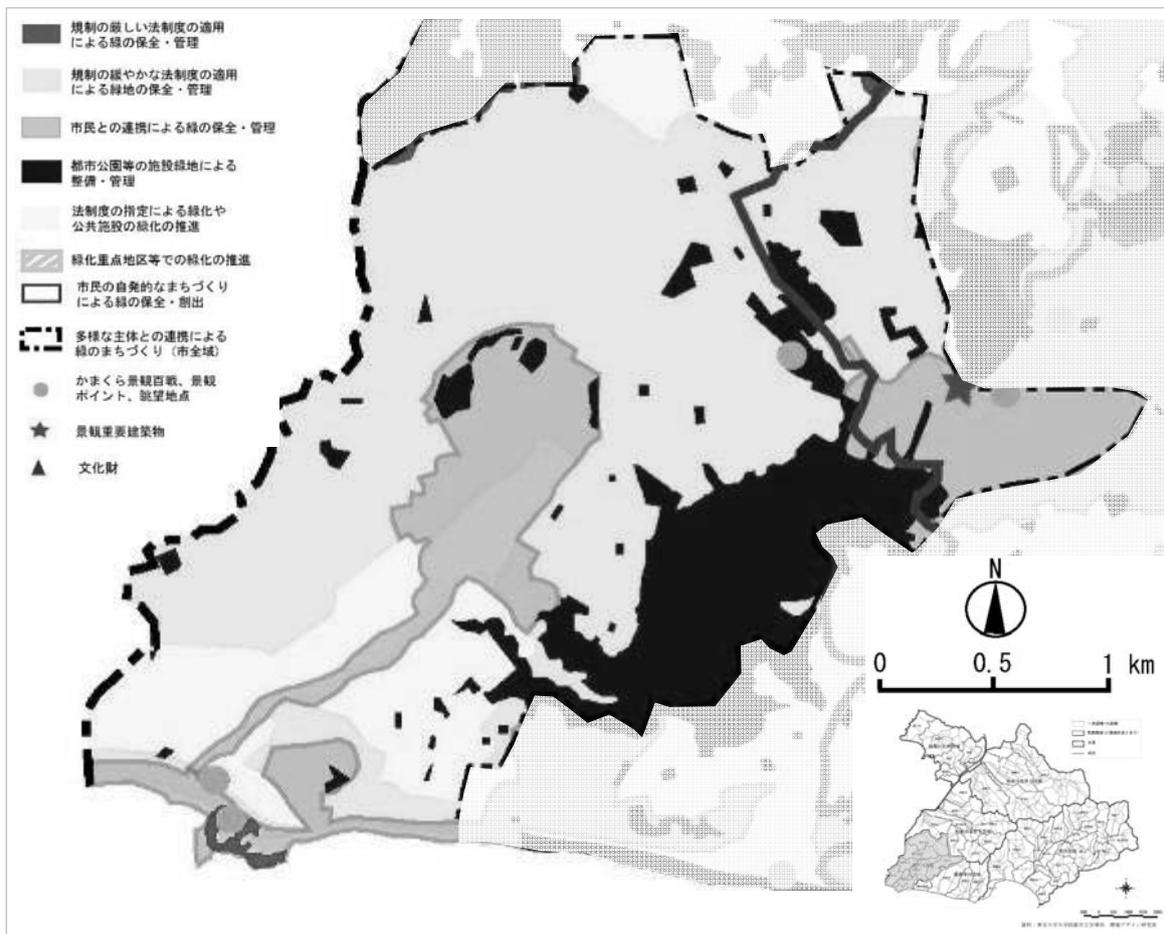
■ 主な取り組みの内容

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 195.4ha です。(平成 28 年度 33,170.66 m² 買入れ：数値は市内全域) 国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画が変更されました。 古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を行いました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> 12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。  <p>滑り台の交換を行った正福寺公園</p>
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、1 件、植栽延長 14.1m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として 90 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(団体数は市内の総数)

(3) 神戸川流域

■ 緑の保全等の方針



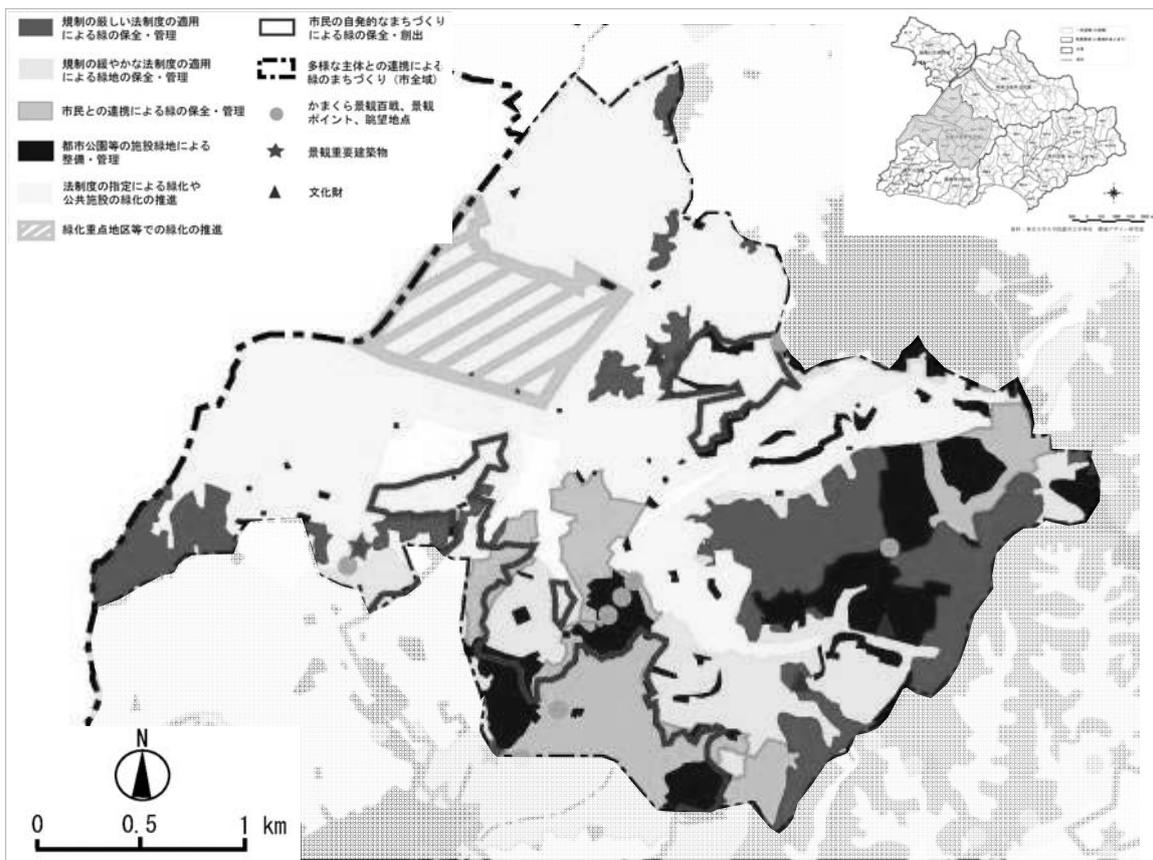
■ 主な取り組みの内容

区 分	項 目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	・ 鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・ 鎌倉消防署腰越出張所において、ポップブッシュプルプレア(ドドナエア)ほか 23 本、タマリユウ 4.10 m ² を植栽しました。 ・ 12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 ・ 開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区 分	項 目	平成 28 年度の主な実績等
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地の指定管理者を、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会及び鎌倉市公園協会からなる「鎌倉広町パートナーズ」に指定しています（平成 30 年度末まで）。 ・毎日新聞に鎌倉広町緑地及びそこで活動する指定管理者である認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会についての記事が掲載され、鎌倉広町緑地の魅力、保全の経過、支える人々の意思が紹介されました。  <p>畑や水田が広がる鎌倉広町緑地</p>
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、1 件、植栽延長 11.0m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・鎌倉広町緑地で、「広町 5 つの会」を中心として田や畑等の管理作業やモニタリング、同会を中心とした収穫祭実行委員会の主催による、収穫祭が行われました。 ・公園愛護会として 90 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。（団体数は市内の総数）

(4) 柏尾川左岸下流域

■緑の保全等の方針



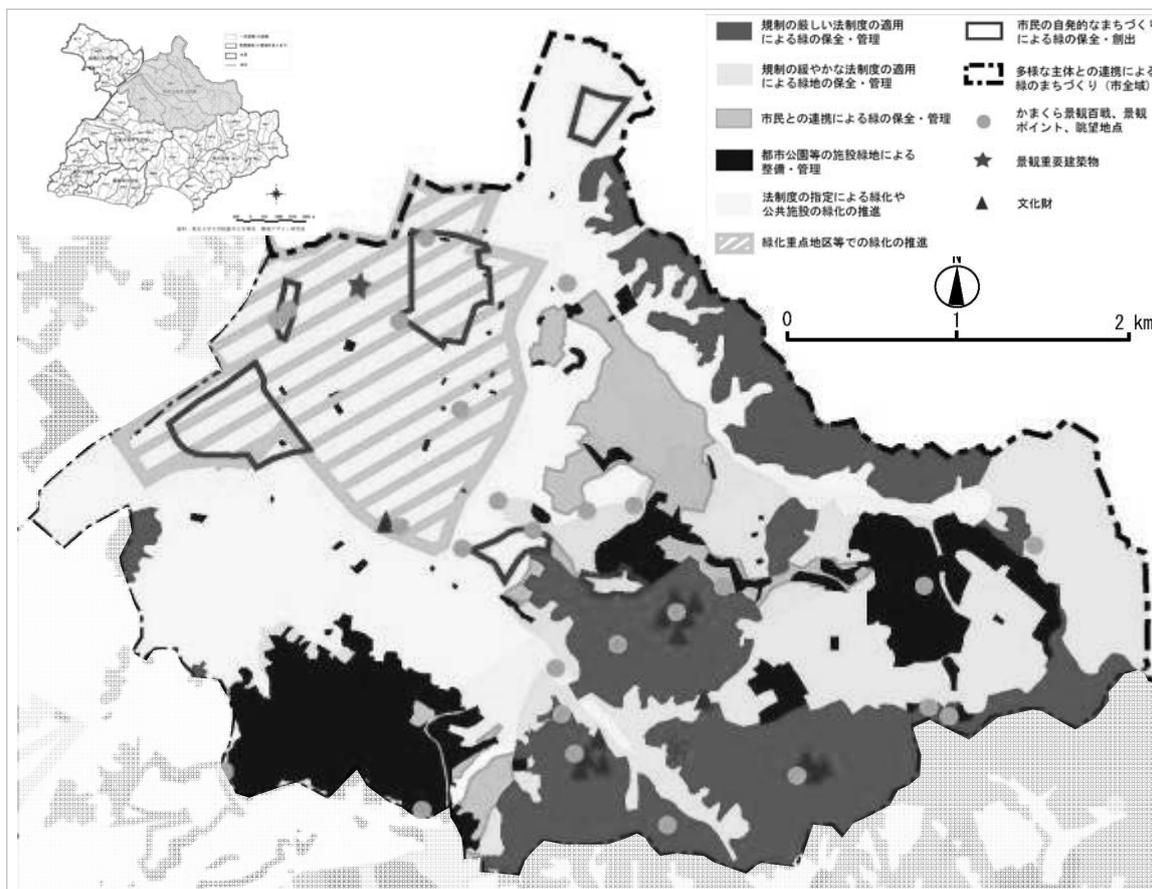
■主な取り組みの内容

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 195.4ha です。(平成 28 年度 33,170.66 m² 買入れ：数値は市内全域) 国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画が変更されました。 古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を行いました。 特別緑地保全地区候補地（仮称）上町屋地区の平成 29 年度同地区指定をめざし、都市計画に必要な図書を作成するための予算措置を行いました。 常盤山特別緑地保全地区内の市有地で確保緑地の適正整備事業を実施しました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 笹田一丁目公園を供用開始しました。  <p style="text-align: center;">供用開始した笹田一丁目公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 ・ 4 月・11 月の 2 回(各 2 日間)、扇湖山荘の庭園を市民に公開し、延べ 1,360 人が来園しました。 ・ 鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしている」と認められる建造物」に認定しました。 ・ みどりの実践団体に登録している花と緑のまち梶原山を創造する会がかながわトラストみどり財団から配布を受けたサツキ等 50 本を六国見山森林公園に植栽しました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発に伴い、手広二丁目の緑地の寄附を受けました。 ・ 開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梶原雑木林の会、鎌倉・山もりの会により、梶原 7 号緑地、(仮称)常盤山緑地の維持管理活動等が行われました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち並みのみどりの奨励事業により、3 件、植栽延長 29.0m の接道緑化について、補助金を交付しました(補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 1 件でした(鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区の区域のため))。 ・ 公園愛護会として 90 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(団体数は市内の総数) ・ 鎌倉風致保存会が緑地保存事業及び普及啓発活動事業として、史跡北条氏常盤亭跡等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を実施しました。

(5) 柏尾川左岸上流域

■緑の保全等の方針



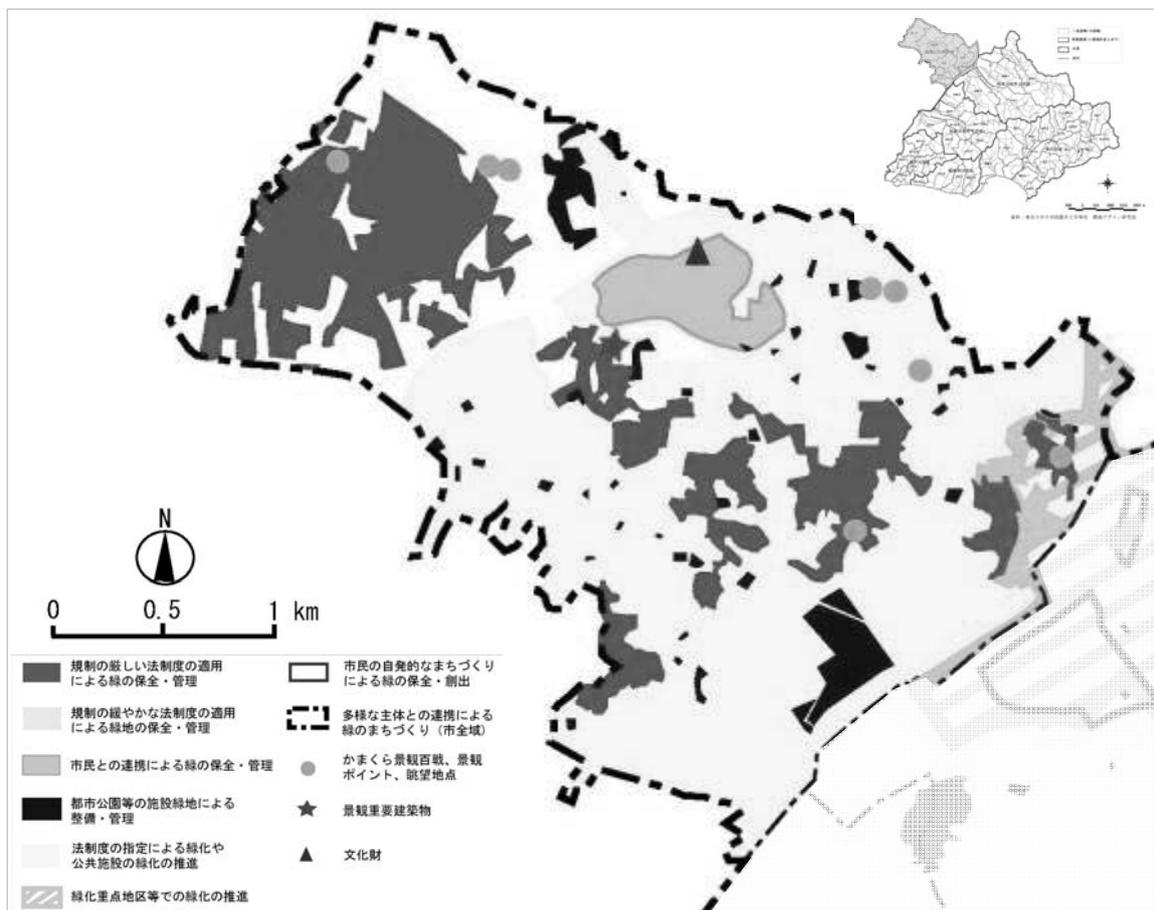
■主な取り組みの内容

区 分	項 目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 195.4ha です。(平成 28 年度 33,170.66 m²買入れ：数値は市内全域) 国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画が変更されました。 古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を行いました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> 大船中学校において、アセビほか 3,130 本を植樹しました。 鎌倉中央公園にヤマザクラ 10 本を植栽しました。 鎌倉中央公園拡大区域(台峯)で、2.8ha の用地を取得し、用地取得率は 89.8%となりました。 (仮称)山崎・台峯緑地整備工事におけるため池の浚渫工事を開始しました。

区 分	項 目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の一部(998.00 m²)を買い入れました。 ・ (仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地で、整備工事を行いました。 ・ 12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 ・ 県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・ 樹林管理事業として、山ノ内・今泉地区で枝払い、伐採を行いました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉中央公園で、間伐材等の無料配布を行いました。 ・ みどりの実践団体に登録している北鎌倉湧水ネットワークがかながわトラストみどり財団から配布を受けたヤマツツジ 30 本を六国見山森林公園に植栽しました。 ・ みどりの実践団体に登録している鎌倉市今泉、岩瀬花と緑を育てる会がかながわトラストみどり財団から配布を受けたアジサイ 70 本を鎌倉今泉台地蔵前通り歩道に植栽しました。 ・ 散在ガ池(鎌倉湖)エコクラブにより、(仮称)今泉台 2 号緑地等の維持管理活動等が行われました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂押川プロムナード桜愛護会がさくら祭りの開催、砂押川の桜の現況調査、枯れ枝・胴ぶき等の伐採処分を行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち並みのみどりの奨励事業により、3 件、植栽延長 27.9m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・ 公園愛護会として 90 団体が、街路樹愛護会として 19 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(団体数は市内の総数) ・ 三菱電機株式会社情報技術総合研究所(鎌倉市大船 5 丁目 1 番 1 号)春まつりで同社と自然観察会の実施及び市の施策の宣伝を行いました。

(6) 柏尾川右岸流域

■緑の保全等の方針



■主な取り組みの内容

区分	項目	平成 28 年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・12 公園において遊具の修繕を実施しました(公園数は市内全域)。 ・植木 1 号市民緑地について、市民緑地契約を更新しました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区 分	項 目	平成 28 年度の主な実績等
市民等との連携による 緑の保全・管理 主な取り組み	市民との連携による 緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・9月2回・11月1回の3回、関谷で市在住の4才から中学生のいる家族を対象とした農業体験を実施し、延べ30組が参加しました。 ・悠々会、散在ガ池(鎌倉湖)エコクラブにより、(仮称)関谷緑地、(仮称)岡本戸部緑地等の維持管理活動等が行われました。 ・玉縄城址まちづくり会議により、地域の公園等の美化活動や特別緑地保全地区などの維持管理活動が行われました。 ・市遊休農地解消対策協議会による関谷地区の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として参加しました。
	緑化重点地区等での 緑化の推進	—
	市民の自発的なまち づくりによる緑の保 全・創出	—
多様な主体との連携 による緑のまちづく り	多様な主体との連携 による緑のまちづく り	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会として90団体が、街路樹愛護会として19団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(団体数は市内の総数) ・平成24年4月、植木1号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立され、会員による愛護活動が行われています。
		 <p>市民緑地愛護会による維持管理作業 (写真提供：玉縄城緑地愛護会)</p>

MEMO